

## Ⅱ. 新要支援者に係る4月分のケアプランの作成関係

Q3. 新たな方法による更新認定の結果、3月中に「要支援1」又は「要支援2」と認定される者について、これらの者の4月分のケアプランの作成等はどのように取り扱えばよいのか。

A. 平成18年4月1日から新要支援者となる者の4月分のケアプランの作成等については、別添②のとおりのお取り扱いとすることを考えているところである。

(別添②)

平成18年4月1日から新要支援者となる者の4月分のケアプランの取扱いについて

## 1. 背景

- 現に要介護認定を受けている者の更新認定については、被保険者ごとに、現在を受けている要介護認定の有効期間の満了日から順次行われていくこととなるが、当該満了日の翌日が4月1日の施行以降となる場合には、認定が4月1日の前であっても、新たな方法による要介護認定を行う取扱いとすることを考えているところである。(全国都道府県課長会議において周知済み)
- したがって、更新認定の結果、3月中に「要支援1」又は「要支援2」と認定される者ができることとなるが、一方で、新予防給付及び地域包括支援センターは4月1日から施行されることとなるため、こうした者の4月分のケアプランの作成を誰がどのように行うのかについて検討する必要がある。

## 2. 対応案

- 上記のような者に係る4月分のケアプランについては、改正法附則第15条の規定に基づき、改正法を実施するために必要な準備行為として、原則として、一定の要件を満たす居宅介護支援事業者(注①)において、3月中にその作成を行い、個別の契約により、地域包括支援センターが設置された段階で当該ケアプランについては同センターから当該居宅介護支援事業者が委託を受け、作成したものとする取扱い(注②)とする。

(注①) 原則として、11月に実施した「地域包括支援センターの業務を受託予定の現任の介護支援専門員に対する研修指導者」を受講した指導者から研修を受けた居宅介護支援事業者であって、市町村に設置された地域包括支援センター運営協議会により中立性・公正性の観点からのチェックを受け、業務の委託を受ける居宅介護支援事業者として適当とされた事業所に従事するケアマネジャーとする。ただし、地域の実情等(例えば、市町村が地域包括支援センターを自ら設置し、かつ、ケアプランの作成を委託しない場合などが該当する。)により、市町村においてやむを得ないと判断する場合には、上記の要件に適合しているかどうかにかかわらず、市町村が適当と認める居宅介護支援事業者を利用することも差し支えないこととする。

(注②) 具体的な取扱いについては、以下の方法によることが考えられる。

- 平成18年4月1日時点で新要支援者となる利用者に係るケアプランを作成する居宅介護支援事業者と、地域包括支援センターを設置することが予定される法人（市町村が直接設置する場合には当該市町村）において、
  - ①平成18年4月1日に地域包括支援センターが設置された際には、当該利用者のケアプランの作成を委託すること
  - ②それまでの間においては、当該利用者に関して地域包括支援センターに法律上求められる行為を当該居宅介護支援事業者が代理することについて、事前に契約を交わすとともに、当該居宅介護支援事業者と当該利用者との間で、当該事前契約を前提に、介護予防支援の提供を受けることについての契約を交わすこととする。

○また、その際の費用については、4月サービス分（5月請求分）の介護報酬として、地域包括支援センターが請求することとし、当該介護報酬の中から、上記契約に基づき、実際にケアプランの作成を行った居宅介護支援事業者に対してケアプラン作成に係る費用を支払うこととする。

○なお、市町村においては、3月中にケアプランを作成する必要のある利用者がどの居宅介護支援事業者に依頼すればよいのか等について、混乱が生じないように周知徹底を図ることが必要である。